平成２１年（フ）第３０７号
静岡県浜松市中区葵西６丁目19番43号
破産者　有限会社飯島工業所
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５９号
三重県津市美杉町下多気2399番地の１
破産者　竹田建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３０４号
福岡市早良区田村７丁目２番８号
破産者　有限会社ラッツア
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３６３号
富山市星井町１丁目６番４号　ハイライズビル３Ｆ、手続開始時の住所富山市掛尾町230番地１
破産者　萩原　英夫
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５号
島根県邑智郡邑南町雪田830番地
破産者　三上　詫護
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２３４号
山形県西村山郡西川町大字入間435番地２
破産者　有限会社さとう建材
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６号
山形市新開３丁目12番地の16
破産者　佐藤機材株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３号
山形市上町４丁目６番43号
破産者　株式会社オサリティ
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１３０３号
千葉市緑区土気町446番地52
破産者　医療法人社団良志会
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７号
静岡県田方郡函南町平井1324番地の10
破産者　栗原運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６５号
北海道根室市千島町２丁目47番地
破産者　被相続人佐々木ゆき　の相続財産
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第８３４号
栃木県那須塩原市三島２丁目10番地４　相互レジデンス206号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市弥生１丁目11番15号
破産者　安倍　憲政
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８３５号
栃木県那須塩原市三島２丁目10番地４　相互レジデンス206号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市弥生１丁目11番15号
破産者　安倍　静枝
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第７１２号
埼玉県越谷市七左町７丁目343番地１
破産者　有限会社あすなろ建装
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
埼玉県春日部市上吉妻1271番地54
破産者　有限会社近藤土木
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
千葉市稲毛区小仲台７丁目４番12号
破産者　トーカン地所株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第３１９号
金沢市三社町３番18号
破産者　北陸ビルマネージメント株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２３２号
金沢市問屋町１丁目24番地２
破産者　中西産業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第４７４号
金沢市問屋町１丁目24番地２
破産者　株式会社ハーティギフト中西
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５２７号
金沢市問屋町１丁目24番地１
破産者　株式会社ナカニシ
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６６号
三重県津市美里町北長野564番地１、前住所三重県津市美里町北長野606番地
破産者　新居　久生
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８２号
富山県高岡市戸出古戸出452番地
破産者　株式会社今市屋
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部